

平成28年4月20日

墨田区長

山 本 亨 様

墨田区行政不服審査会

会 長 磯 野 弥 生

自己情報開示請求決定処分に係る異議申立てについて（答申）

平成27年10月13日付け27墨区税第1176号及び27墨
区税第1177号による諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

第１ 審査会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）からの自己情報開示請求に対して墨田区長（以下「諮問庁」という。）が行った決定処分は、妥当である。

第２ 異議申立て及び諮問の経緯

- １ 申立人は、平成２７年４月２２日付けで諮問庁に対し、墨田区個人情報保護条例（平成２年墨田区条例第１９号。以下「条例」という。）第２１条第１項の規定に基づき、以下のとおり自己情報開示請求を行った。

（１）申立人の地方税滞納に係る交渉経過一覧表上次に掲げる自己情報

ア 平成２１年６月１６日及び平成２２年１月１８日記載に係る徴収猶予申請書又は納付誓約書

イ 平成２１年１１月４日記載に係る公示送達書（平成２１年１０月３０日付け墨田区告示第３３０号）の原本

ウ 平成２１年１２月２日記載に係る送付された申請書の控え、送付書及び提出された当該申請書

エ 平成２３年９月２７日記載に係る差押調書の控え及び差押えの決裁文書

オ 平成２３年１０月１２日記載に係る差押調書副本

カ 平成２３年１０月１２日記載に係る差押調書の控え及び差押えの決裁文書

キ 平成２３年１１月４日記載に係る連絡文書の控え及び特定記録の受領書

ク 平成２３年１１月２５日記載に係る配当計算書の控え及び特定記録の受領書

ケ 平成25年8月7日記載に係る送付された申請書の控え、送付書及び提出された当該申請書

コ 平成25年8月12日記載に係る送付された申請書の控え、送付書及び提出された当該申請書

サ 平成20年3月5日時刻9:00、同日時刻9:01、同日時刻9:02、同年4月7日、平成21年6月3日、同年10月20日、平成22年2月12日、同年6月8日時刻9:02、同日時刻9:03、同年7月8日、平成23年6月14日、同年7月6日時刻9:20、平成24年6月11日、同年12月4日、平成25年2月5日、同年6月17日、同年7月25日、同年8月19日、同年11月11日、平成26年1月6日及び同年6月10日記載に係る調査書の控え及びその回答書

(2) 平成20年度及び平成21年度督促・催告等日程表上平成20年7月25日(金)、同年8月27日(水)、同年9月26日(金)、同年10月27日(月)、同年11月27日(木)、同年12月24日(水)、平成21年2月26日(木)、同年3月26日(木)、同年4月27日(月)、同年7月29日(水)、同年8月27日(木)、同年9月30日(水)、同年10月27日(火)、同年11月27日(金)、同年12月24日(木)、平成22年2月25日(木)、同年3月26日(金)及び同年4月27日(火)に発送された督促状のうち、宛先が申立人本人名の督促状発送台帳等

(3) 滞納者実態調査票及び平成27年2月10日以降の交渉経過一覧表

2 なお、(1)の交渉経過一覧表及び(2)の平成20年度及び平成21年度督促・催告等日程表は、平成27年2月18日付け自己情報開示請求に対して同年4月13日に税務課窓口において一部開示された文書である。

3 諮問庁は、1の自己情報開示請求に対して次のとおり決定し、平成27年5月21日付けで自己情報開示可否決定通知書及び個人情報記録不存在通知書を申立人に送付した。

(1) ア 不存在

(1) イ 一部開示(開示請求者以外の個人に関する情報は、開示することに

より当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 17 条第 2 項第 4 号の規定により非開示)

(1) ウ 不存在

(1) エ 開示

(1) オ 一部開示 (送付先銀行担当者印は、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 17 条第 2 項第 4 号の規定により非開示)

(1) カ 開示

(1) キ 平成 23 年 11 月 4 日記載に係る連絡文書の控えについては開示、特定記録の受領書については不存在

(1) ク 平成 23 年 11 月 25 日記載に係る配当計算書の控えについては開示、特定記録の受領書については不存在

(1) ケ 不存在

(1) コ 不存在

(1) サ 平成 20 年 3 月 5 日時刻 9 : 00、同日時刻 9 : 01、同日時刻 9 : 02、同年 4 月 7 日、平成 21 年 6 月 3 日、同年 10 月 20 日、平成 22 年 2 月 12 日、同年 6 月 8 日時刻 9 : 02、同日時刻 9 : 03、平成 23 年 7 月 6 日時刻 9 : 20、平成 24 年 12 月 4 日、平成 25 年 7 月 25 日、同年 8 月 19 日及び同年 11 月 11 日記載に係るものについては廃棄済みのため不存在、平成 22 年 7 月 8 日、平成 23 年 6 月 14 日、平成 24 年 6 月 11 日、平成 25 年 2 月 5 日、同年 6 月 17 日、平成 26 年 1 月 6 日及び同年 6 月 10 日記載に係るものについては租税の徴収に係る事務における調査内容が記載されており、これを開示することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため、条例第 17 条第 2 項第 7 号の規定により非開示

(2) 平成 20 年度及び平成 21 年度督促・催告等日程表上平成 20 年 7 月 25 日 (金) 同年 8 月 27 日 (水) 同年 9 月 26 日 (金) 同年 10 月 27 日 (月) 同年 11 月 27 日 (木) 同年 12 月 24 日 (水) 平成 2

1年2月26日(木)、同年3月26日(木)、同年4月27日(月)、同年7月29日(水)、同年8月27日(木)、同年9月30日(水)、同年10月27日(火)、同年11月27日(金)、同年12月24日(木)、平成22年2月25日(木)及び同年3月26日(金)発送分については文書保存年限の経過により廃棄したため不存在、平成22年4月27日(火)発送分については開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第17条第2項第4号の規定により非開示

(3) 一部開示(租税の徴収確保にあたり実施した調査に関する部分は、これを開示することにより租税の徴収に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため、条例第17条第2項第7号の規定により非開示)

4 申立人は、当該決定を不服とし、非開示とされた部分及び不存在とされた文書等を開示することを求める異議申立書をそれぞれ平成27年8月12日付けで郵送し、同月14日に諮問庁に到達した。

5 諮問庁は、条例第25条の規定に基づき、平成27年10月13日付けで当該異議申立て2件について当審査会に諮問した。

6 審査会は、非開示とされた部分の開示を求める異議申立てに係る諮問(以下「諮問第2号」という。)及び不存在とされた文書等の開示を求める異議申立てに係る諮問(以下「諮問第3号」という。)について、併合審査することとした。

7 なお、諮問庁の決定に係る通知書は平成27年5月21日付けで送付されているため、当該異議申立てに対しては異議申立期間の経過による却下の決定が相当であった。しかし、特段の事情により、申立人が自己情報を知った同年6月18日の翌日を起算日とすることについて、諮問庁に異議はなく、申立人の利益に資することから、当該異議申立てに係る決定について審査することとする。

第3 申立人の主張

1 諮問第2号

申立人は、異議申立書（平成27年8月12日付け）、意見書（平成27年12月9日付け）及び意見書2（平成28年2月13日付け）において、次のとおり一部開示決定処分を取り消し、非開示とされた部分を開示するよう求めている。

（1）異議申立ての趣旨

諮問庁が平成27年5月21日付けで申立人に対して行った自己情報一部開示決定処分を取り消し、第2 3（1）サの非開示とされた部分の開示を求める。

また、平成27年2月18日付けの自己情報開示請求に対して同年4月13日に一部開示された交渉経過一覧表について、平成22年7月8日、平成23年6月14日、平成24年6月11日、平成25年2月5日、同年6月17日、平成26年1月6日及び同年6月10日の記録内容及び備考の開示を求める。

（2）異議申立ての理由

ア 国税徴収法に基づく滞納処分は、公権力の行使の最たるもののひとつであり、その執行は法に基づき適正でなければならない。滞納処分を受ける住民の立場から、その執行が適正か否かを見極めるために、墨田区が保有する自己情報を一つひとつ積み重ね、繋ぎ合せなければならない。しかしながら今回の決定は、条例第17条第2項第7号を楯にした全面非開示であり、一律的な同号の適用には疑義がある。

イ 条例第17条第2項第7号の規定の適用は、開示請求対象文書の内容によるべきである。例えば、滞納者実態調査について、どの自治体に本籍地の照会を行ったのかすら分からず、当該部分の開示が、租税の徴収の適正な事務に支障を及ぼすとは考えられない。

ウ 地方税の滞納処分の手法は、多少の差異があっても全国一律のものであり、地方税滞納整理の実務本、インターネット等から容易に知り得る

情報である。

エ 滞納処分は社会規範に則ったものでなければならず、墨田区の滞納整理のあり方を通して社会や他の自治体に訴えたい。その際、公表する資料に黒塗りが多いと分かりにくい。

オ 地方税法第20条の11の規定による協力要請は、回答義務のないものであることから、今回の異議申立てによる開示を踏まえ、回答した自治体に当該回答の経緯を聞き、職員の個人情報保護及び人権に対する意識を正したい。

2 諮問第3号

申立人は、異議申立書（平成27年8月12日付け）、意見書（平成27年12月9日付け）、意見書2（平成28年2月13日付け）及び意見書3（平成28年2月27日付け）において、次のとおり、不存在決定処分を取り消し不存在とされた文書を、一部開示決定処分を取り消し非開示とされた部分を、それぞれ開示するよう求めている。

（1）異議申立ての趣旨

諮問庁が平成27年5月21日付けで申立人に対して行った自己情報不存在決定処分を取り消し、第2-3（1）サの不存在とされた文書の開示を求める。

また、平成27年2月18日付けの自己情報開示請求に対して同年4月13日に一部開示された交渉経過一覧表について、平成20年3月5日時刻9：00、同日時刻9：01、同日時刻9：02、同年4月7日、平成21年6月3日、同年10月20日、平成22年2月12日、同年6月8日時刻9：02、同日時刻9：03、平成23年7月6日時刻9：20、平成24年12月4日、平成25年7月25日、同年8月19日及び同年11月11日の記録内容及び備考の開示を求める。

（2）異議申立ての理由

ア 公文書は厳正かつ適正な管理のもとに取り扱われなければならない

が、非開示文書と不存在文書が日付順になっていないため、廃棄理由は保存期間経過によるものとは思えない。

イ 諮問庁は、当該文書を文書管理規程及び文書管理基準表により、軽易な文書等又は定例的な通知、報告、照会、回答等に関する事案のうち軽易なものとして１年以内に廃棄している。開示請求者からすると、当該文書は非開示であるため重要か軽易であるか分らない。諮問庁が開示したくないとすれば、廃棄したとすることができる。

ウ もし当該文書が廃棄されたのであれば、１年以内に廃棄される内容のものであることから、交渉経過一覧表の当該内容部分は開示されるべきである。また、照会及び回答の内容は、開示することにより租税の徴収の適正な執行に本当に支障を及ぼすものなのか。開示したとしても、法に基づき照会を受け、回答した国、地方公共団体等との信頼関係に影響はない。

エ 交渉経過一覧表を作成するための滞納整理支援システムは、容易に書き換え又は挿入ができるシステムとなっている。交渉経過一覧表の作成時期によって、同表の担当者の氏名及び住所の記載が異なっている。交渉経過一覧表の過去の担当者欄に、当時は在籍していなかった担当者の氏名が記載されている。以上のように意図的な操作による書き換え又は挿入ができることから、記録内容に対する疑義があり、それらを明らかにしたい。

第４ 諮問庁の説明要旨

１ 諮問第２号

諮問庁は、理由説明書（平成２７年１０月２９日付け）、口頭理由説明（平成２７年１２月３日聴取）、補充理由説明書（平成２８年１月１５日付け）及び口頭理由説明２（平成２８年２月４日聴取）において、本件異議申立てに係る自己情報一部開示決定処分には、違法又は不当な点はないと主張している。その理由は、以下のように要約される。

- (1) 交渉経過一覧表とは、滞納整理支援システムに記録した情報を打ち出した文書であり、当該システムは職員間で情報の共有化を図るため、各職員の端末に備えられている。職員は当該システムを軽自動車税及び住民税の滞納整理事務に使用しており、各種通知書の発行を行うほか、滞納者との交渉記録及び滞納調査の記録を入力している。
- (2) 滞納整理を進める過程において、滞納者の納付能力の判定又は滞納処分の執行のため、滞納者の財産の有無を調査する必要がある。地方税法第 33 条第 6 項の規定により準用する国税徴収法第 14 条の規定に基づき、滞納整理に関する調査を行っている。
- (3) また、滞納者が事業の失敗等により行き先を明らかにせず転居し、所在不明となったときは、地方税法第 20 条の 11 の規定に基づき、官公署に対して所在調査の協力を依頼している。
- (4) 当該財産調査等の手法、調査項目等の内容を滞納者に開示した場合、滞納者がどの段階で何の調査が行われているかという滞納整理のノウハウ、手法を知ることになる。このため、滞納者は区の今後の対応を予測することが可能となり、自らの財産を発見されないよう資金の移動、口座の解約・変更、自動車の名義変更等の財産の処分を講じ、滞納処分を不当に免れることが容易になる。
- (5) 滞納整理事務は反復される性質の事務であることから、たとえ事後であっても財産調査等の手法、調査項目等を開示することで、今後の滞納整理事務の適切な運営・遂行に支障が生じる。

2 諮問第 3 号

諮問庁は、理由説明書（平成 27 年 10 月 29 日付け）、口頭理由説明（平成 27 年 12 月 3 日聴取）、補充理由説明書（平成 28 年 1 月 15 日付け）、口頭理由説明 2（平成 28 年 2 月 4 日聴取）及び補充理由説明書 2（平成 28 年 2 月 10 日付け）において、本件異議申立てに係る自己情報不存在決定処分には、違法又は不当な点はないと主張している。その理由は、以下のよ

うに要約される。

- (1) 滞納整理を進める過程において、滞納者の納付能力の判定又は滞納処分の執行のため、滞納者の財産に関して、多種多様な調査、照会を日常的に、かつ、反復継続的に行っている。
- (2) この点、墨田区文書管理規程第 4 1 条は、軽易な文書等で職務上作成し、又は取得した日から 1 年を超えて保存する必要のないものについては、事務遂行上必要な期間の終了後随時廃棄することができる」と規定している。
- (3) また、文書管理基準表（一般文書）別表第 1 7 申請、回答等の部は、定例的な通知、報告、照会、回答等に関する事案のうち軽易な事案の文書の保存年限を 1 年未満と規定している。
- (4) 滞納者に関して金融機関等にした調査の回答が、当該金融機関等の契約者ではないといった場合、滞納整理支援システムに当該回答を入力し、その後は滞納整理支援システムの記録を活用しているため、当該調査及び回答に係る文書を廃棄したとしても滞納整理事務の遂行に支障はない。よって、当該文書は、(2) 及び (3) の文書として廃棄し、保存していない。
- (5) 交渉経過一覧表の項目のうち、過去の住所及び担当者氏名が当時の住所及び担当者の氏名となっていない点については、滞納整理支援システムのプログラムによるものである。当該システムで交渉経過一覧表を印刷したとき、当該一覧表上の過去の住所及び担当者氏名が印刷時現在の住所及び担当者の氏名に置き換わるようになっている。
- (6) なお、交渉経過一覧表の非開示の理由は、諮問第 2 号と同様である。

第 5 審査会の判断

1 審査の対象について

(1) 申立人は、

ア 諮問第 2 号の異議申立書で、諮問庁が平成 2 7 年 5 月 2 1 日付け 2 7 墨区税第 3 8 4 号で行った非開示部分の開示並びに区民部税務課が平成 2 7 年 4 月 1 3 日に開示した交渉経過一覧表のうち黒塗りとされ

た部分の開示

イ 諮問第 3 号の異議申立書で、諮問庁が平成 27 年 5 月 21 日付け 27 墨区税 384 号で不存在（廃棄済み）とした書類の開示並びに区民部税務課が平成 27 年 4 月 13 日に開示した上記アと異なる交渉経過一覧表のうち黒塗りとされた部分の開示を求めて異議を申し立てた。

（2） 交渉経過一覧表のうち黒塗り部分の開示請求について

標記の請求については、申立人の平成 27 年 4 月 22 日付け自己情報開示請求書の別紙 1 記載のとおり、「平成 27 年 4 月 13 日に墨田区役所 2 階税務課窓口において開示を受けた」ものであり、従って、本件異議申立日の平成 27 年 8 月 12 日時点では、既に異議申立期間（決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内）を経過している。

従って、これについては、本件審査の対象とは言えないが、異議申立書に言及があり、かつ、諮問庁もこれに対応し言及しているため審査会の意見を付言することとする。

2 諮問第 2 号 自己情報の非開示について

（1） 地方税法について

地方税法第 331 条は、1 項において、市町村民税に係る滞納処分について、「市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは」、すなわち、滞納者が督促を受けて一定期間が経過した日までに、あるいは指定された納期限までに徴収金を完納しないときは、「市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。」と定め、その 6 項において「市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」と定めている。

そこで、徴収職員（吏員）は、滞納整理を進める過程において、滞納処分のため滞納者の財産等を調査する必要があるときは、国税徴収法第

141条及び地方税法第20条の11に基づき、その調査を実施している。

(2) 条例第17条について

条例第17条第2項第7号アは、区民等から自己情報の開示請求があったときに、区が行う事務に関する情報であって、開示することにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるものは非開示とすることができると定めている。

(3) 諮問庁の非開示理由について

本件により非開示とされた部分は、いずれも、租税の徴収のための財産調査の手法や調査項目に関するものであり、滞納整理事務は、通常反復される性質の事務であるから、仮に事後であっても、それが開示されることにより、将来の租税の徴収事務の適切な遂行に支障が生じるおそれがあることは明らかである。

なお、申立人は、異議申立ての理由として、本件の一部開示の決定は、条例第17条第2項第7号の一律的な適用であり疑義があるとしたうえで、滞納者実態調査の開示が、租税の徴収の適正な事務に支障を及ぼすとは考えられないこと、また、滞納処分の手法は一律的なものであり、インターネット等から容易に知り得る情報であること等を主張するが、本人情報であるからといって、その全てを開示することになれば、この種の調査の対象や内容、またそれに至る手順や判断過程が具体的な資料に基づいて明らかにされることにより、処分の相手方である申立人本人に対する租税の徴収事務の適切な遂行に支障が生じるおそれが十分にあるだけでなく、租税の徴収事務一般の適切な遂行にも支障が生じるおそれがあることは明白であるから採用できない。

(4) 従って、諮問庁の非開示は相当である。

3 諮問第3号 滞納整理の交渉経過一覧表にある調書の不存在について

(1) 文書管理規程について

文書管理規程第41条は、「軽易な文書等で職務上作成し、又は取得した日から1年を超えて保存する必要のないものについては事務遂行上必要な期間の終了後随時廃棄することができる。」と定め、また、文書保存年限設定基準に基づく文書管理基準表(一般文書)別表第1、「7申請、回答等」の(3)によれば、「(2)(定例的な通知、報告、照会、回答等に関する事案)のうち、軽易な事案」の保存期限は「1年未満」とされている。

(2) 諮問庁の不存在(廃棄済み)理由について

区民部税務課は、本件廃棄済み文書に関し、これらの文書はいずれも、滞納整理をするにあたり、滞納者の納付能力の判定や滞納処分の執行のため日常的に反復継続的に行っている多種多様な調査・照会結果であり、その内容が、該当契約者がいない場合や契約者が相違している場合などは、滞納整理支援システム(コンピューター)に記録しておけば、事務処理上不都合はないため、上記規程及び基準に基づき保存していないとする。上記文書管理規程及び文書管理基準に照らせば、この説明に不自然、不合理なところはなく、また、これらの文書が現に残存していると認めるべき特段の事情もない。

従って、諮問庁が不存在(廃棄済み)とした理由は相当である。

4 交渉経過一覧表のうち黒塗り部分の非開示について

標記については、既述するとおり、本件審査の対象とはならないが、以下に審査会の意見を述べておく。

これについても、結論として、前2項に述べたと同様の理由により、すなわち、黒塗りとされた部分は、いずれも、租税の徴収のための財産調査の手法や調査項目に関するものであり、滞納整理事務は、通常反復される性質の事務であるから、仮に事後であっても、それが開示されることにより、将来の租税の徴収事務の適切な遂行に支障が生じるおそれがあることは明らか

である。

従って、非開示の扱いは相当といえる。

（なお、申立人は、区民部税務課が作成する滞納整理支援システムによる交渉経過一覧表の記載事項について疑問を呈するが、この問題については、当審査会の審査の範囲外のものであるため言及しない。）

5 結論

よって、本件一部開示決定処分及び不存在決定処分については、「第1 審査会の結論」のとおり、妥当であると判断する。

第6 審査の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査した。

平成27年10月13日	・ 諮問
平成27年10月29日	・ 諮問庁から理由説明書を収受
平成27年12月3日 (第1回審査会)	・ 諮問庁から口頭による説明を聴取 ・ 審査
平成27年12月11日	・ 申立人から意見書を収受
平成28年1月15日	・ 諮問庁から補充理由説明書を収受
平成28年2月4日 (第2回審査会)	・ 諮問庁から口頭による説明を聴取 ・ 審査
平成28年2月10日	・ 諮問庁から補充理由説明書を収受
平成28年2月17日	・ 申立人から意見書を収受
平成28年2月29日	・ 申立人から意見書を収受
平成28年3月9日 (第3回審査会)	・ 審査
平成28年4月5日 (第4回審査会)	・ 審査

(答申に關与した委員の氏名)

礪 野 弥 生、安 達 和 志、阿 部 博 道、木ノ内 建 造、高 畠 敏 秀